年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

徳島国民年金 事案543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで

② 昭和48年4月から50年3月まで

③ 昭和51年4月から52年3月まで

昭和41年ころ、A市区町村の職員が自宅を訪ねて来て、国民年金への加入を勧められたので、その場で夫婦一緒に加入手続を行った。

加入手続と同時に、自宅において、昭和36年4月から41年3月までの 国民年金保険料をまとめて、夫婦一緒にA市区町村の職員へ納付した。

昭和48年4月から50年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付していたと思う。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、12か月と比較的短期間であるとともに、申立 人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべ て納付している。

また、A市区町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間③の前後の期間である昭和50年4月から51年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間に係る国民年金保険料をすべて現年度納付していることが確認できる上、申立期間③の前後を通じて、申立人の住所等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから申立期間③のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫

婦連番で昭和41年6月ころに払い出されたものと推認でき、当該時点は特例納付実施期間ではなく、申立期間①のうちの36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、時効により納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、昭和41年6月時点において、申立期間①のうちの39年4月から41年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、A市区町村への照会結果によると、「当市区町村では現年度保険料しか取り扱っていないため、集金人が過年度保険料の納付書を取り扱うことはなく、過年度保険料を預かることもなかった。」としていることから、申立期間①に係る国民年金保険料を申立てどおりの方法で納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人は、「当該期間に係る国民年金保険料の納付については、妻に任せていたので分からない。」と供述しているところ、申立人の妻も、当該期間については未納又は厚生年金保険被保険者期間となっている上、「当該期間に係る国民年金保険料については、私が納付したと思うが詳しいことは覚えていない。」と供述していることなど、申立期間②に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人又は申立人の妻が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで

② 昭和48年10月から50年3月まで

③ 昭和51年4月から52年3月まで

昭和41年ころ、A市区町村の職員が自宅を訪ねて来て、国民年金への加入を勧められたので、その場で夫婦一緒に加入手続を行った。

加入手続と同時に、自宅において、昭和36年4月から41年3月までの 国民年金保険料をまとめて、夫婦一緒にA市区町村の職員へ納付した。

昭和48年10月から50年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付していたと思う。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、12か月と比較的短期間であるとともに、申立 人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべ て納付している。

また、A市区町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間③の前後の期間である昭和50年4月から51年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間に係る国民年金保険料をすべて現年度納付していることが確認できる上、申立期間③の前後を通じて、申立人の住所等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから申立期間③のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫

婦連番で昭和41年6月ころに払い出されたものと推認でき、当該時点は特例納付実施期間ではなく、申立期間①のうちの36年4月から39年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、昭和41年6月時点において、申立期間①のうちの39年4月から41年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、A市区町村への照会結果によると、「当市区町村では現年度保険料しか取り扱っていないため、集金人が過年度保険料の納付書を取り扱うことはなく、過年度保険料を預かることもなかった。」としていることから、申立期間①に係る国民年金保険料を申立てどおりの方法で納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人は、「当該期間に係る国民年金保険料については、私が納付したと思うが詳しいことは覚えていない。」と供述しており、申立人の夫も、当該期間については未納となっている上、「当該期間に係る国民年金保険料の納付については、妻に任せていたので分からない。」と供述しているなど、申立期間②に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B店における資格取得日に係る記録を昭和39年6月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月17日から同年8月1日まで

私は、昭和39年4月にA事業所C店に入社後、A事業所B店に出向していた期間を含め、A事業所において、継続して勤務していたにもかかわらず、同年6月17日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A事業所人事本部人事部長発行の申立人に係る経歴証明書及びA事業所の「申立期間当時のA事業所B店における従業員の給与支払事務については、A事業所本社の給与担当者が行っていたため、申立人に係る在籍期間中の厚生年金保険料は控除していたと思われる。」との回答から判断すると、申立人が、昭和39年4月1日から平成元年9月10日までの期間を通じてA事業所に継続して勤務し(昭和39年6月17日にA事業所C店からA事業所B店へ出向の取扱い)、申立期間においては、A事業所B店において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年8月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

徳島国民年金 事案545

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から同年10月までの期間及び54年2月から55年8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から同年10月まで

② 昭和54年2月から55年8月まで

昭和53年ころ、A市区町村B支所において、私が夫婦二人分の国民年金の手続を行った。送られてきた夫婦二人分の国民年金保険料の納付書を使用して、私がA市区町村B支所、C銀行D支店又は同行E支店において、毎月、納付期限内に納付した。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、平成11年2月9日付けで昭和53年5月21日の 資格取得日及び同年11月13日の資格喪失日が追加され、同日付けで、55年 9月1日の資格取得日が54年2月1日に訂正されていることが確認できる 上、申立人が申立期間の前後に住民登録していたF市区町村が保管する申 立人の国民年金被保険者名簿において、国民年金の資格を51年1月5日に 喪失し、55年9月1日に同資格を取得していることが確認できることから、 申立期間は、当時、未加入期間として取り扱われていたものと考えられる。

また、申立人は、A市区町村B支所において、夫婦二人分の国民年金の手続を行ったと主張しているところ、F市区町村が保管する申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿において、昭和52年11月26日にA市区町村に転出し、55年9月1日に同市区町村からF市区町村へ転入した記録が確認できるものの、F市区町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿においては、転出及び転入をうかがわせる記録は無い。

さらに、A市区町村が保管する国民年金手帳記号番号索引票には、申立 人の夫に係るF市区町村で払い出された国民年金手帳記号番号が登載され ており、国民年金被保険者名簿が確認できるものの、申立人に係るF市区 町村で払い出された国民年金手帳記号番号は登載されておらず、国民年金被保険者名簿も確認できない上、A市区町村において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月23日から同年11月10日まで

ねんきん定期便を受け取ったがA事業所に勤務していた期間のうち、昭和41年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額が1万円、昭和41年10月の標準報酬月額1万2,000円と記録されており、実際に支給された給与額に比べて低い標準報酬月額となっている。

A事業所に勤務する以前に勤務していた事業所での退職時の標準報酬月額が2万2,000円であり、A事業所では、当該標準報酬月額より高い給与額を支給されていたと記憶している。

調査の上、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得した3人から回答が得られ、いずれの者も当時の給与明細書等を保管していないが、複数の者が、「実際の給与額に比べて、社会保険庁(当時)における自身の標準報酬月額の記録が低いとは思わない。」と回答するとともに、社会保険庁の記録にある標準報酬月額に見合った厚生年金保険料額よりも高い金額の保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られない上、申立人は申立期間当時の厚生年金保険料の控除額等を記憶していない。

また、前述の同僚のうち、申立人と同じ職種、近い年齢、似通った経歴とされる同僚が、厚生年金保険被保険者資格を取得した時の標準報酬額月額は、申立人と同じ1万円であることが、前述の被保険者名簿において確認できることなど、申立人の標準報酬月額のみ低く届け出られたことをう

かがわせる事情も見当たらず、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

さらに、申立事業所は廃業し、当時の事業主も既に死亡しており、申立 人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額等について確認できる関 連資料等は得られない。

加えて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から23年9月1日まで 終戦後の昭和21年3月にA事業所の所有するB丸に乗り組み、C業務 に従事した。

その後、昭和23年9月にD事業所の所有するE丸において船員保険被保険者の資格を取得したが、申立期間においては、B丸において船員保険に加入していたと思うので、調査の上、船員保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人がA事業所の所有するB 丸に乗り組んでいたことは推認できる。

しかし、申立事業所は、適用船舶所有者名簿において、昭和25年以降に 係る記載が確認できず、法人登記簿の記録も確認できないことから、当時 の賃金台帳等の関連資料が得られない上、申立人においては、船員手帳等 の資料は所持していないなど、申立人の当時の雇入れ期間、船員保険の加 入状況及び船員保険料の控除の状況等を確認できる関連資料は得られない。

また、申立人が記憶する同僚のF氏の所持する船員手帳によれば、同氏が申立期間中の昭和21年8月13日から同年11月5日までの期間においてB丸に雇入れされていた記載が確認できるものの、申立事業所に係る申立期間に該当する船員保険被保険者名簿に同氏の氏名等は確認できないところ、同氏は、「A事業所所有のB丸に、船員手帳に記載されている期間において、申立人とともに乗り組んだ。その間は、船員保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する同僚のG氏は既に死亡しているが、前述の被保険者名簿において、同氏の氏名等も確認できないことなどから判断する

と、当時、事業主は、乗組員について必ずしも全員を船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において被保険者10人が掲載されているが、最も早い時期の被保険者資格取得は昭和22年10月1日であり、それ以前に資格取得した者は確認できず、申立人及び前述のF氏がB丸でともに乗り組んでいたとするH氏が同日付けで被保険者資格を取得(資格喪失日は昭和24年5月21日)しているが、H氏は既に死亡しており、同氏が船員保険の被保険者期間に乗り組んでいた船舶が申立人の主張するB丸であることを確認できる供述等は得られない上、申立人においては、「B丸での業務を終えてからD事業所の所有するE丸に乗り組むまでの期間のうち、失業していた期間がある。」と供述するなど、申立人が申立期間のうち同日以降の期間において、B丸に乗り組み、船員保険の被保険者として給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる資料や供述は得られない。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月21日から39年1月1日まで 私のA事業所における厚生年金保険加入期間が、請求した記憶が無い にもかかわらず、社会保険事務所(当時)から脱退手当金を受給した記 録となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A事業所は、「当時、退職する者には、脱退手当金について説明し、代理で請求手続を行っていた。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険番号の前後148人の被保険者記録を確認したところ、脱退手当金の受給記録が確認できた17人全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できるとともに、うち3人は、「脱退手当金を受領したが、請求手続については、会社が代理でしてくれた。」と供述していることなどから、申立人についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から28年1月まで

② 昭和30年3月から同年10月まで

私は、申立期間①においてA事業所で勤務し、また、申立期間②においてはB事業所(現在は、C事業所)で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述などから判断すると、申立人が申 立期間①当時、A事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は解散し、当時の事業主も既に死亡しているため、 申立人の申立期間①における給与からの厚生年金保険料の控除等を確認 できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①を含む昭和25年11月1日から34年4月15日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者で、申立人が記憶する同僚や申立人と同様に中学校卒業後に入社したと推認される同僚等へ照会し6人から回答が得られたが、複数の同僚(当該同僚が同時期に入社したと記憶する同僚を含む。)について、前述の被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、当該同僚の供述する勤務開始時期と一致していないことが確認できる上、うち一人は、「入社当初、見習、試用期間があり、当該期間については、厚生年金保険に加入してもらえなかったと思う。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚

生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①を含む昭和26年3月10日から申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した28年2月18日までの記録に、申立人の氏名等は無く、申立人の資格取得日の訂正等が行われた形跡も確認できない。

2 申立期間②については、申立人の具体的な供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚と推認される二人の氏名が確認できたが、死亡又は連絡先等が不明であるため照会を行うことができず、同名簿において連絡先等の確認できた他の12人に照会したところ、5人から回答が得られたが、申立人を記憶する者はいない上、申立事業所においては、当時の賃金台帳等の関連資料が保管されていないなど、申立人の申立期間②当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる資料や供述が得られない。

また、申立人が記憶する同僚のうち複数の者について、前述の被保険者名簿において氏名が確認できない上、回答が得られた同僚や、当時、申立事業所の従業員であり、現在のC事業所の役員は、「厚生年金保険に加入するか否か、会社から希望確認があった。」、「厚生年金保険に加入していなかった従業員も多くいた。」とそれぞれ供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた昭和29年7月1日から30年12月1日までの期間に係る被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から42年4月30日まで 昭和39年3月1日から42年4月30日までの期間において、A事業所のB出張所でC業務員として勤務していたのに申立期間に係る厚生年金 保険の被保険者記録が確認できない。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所(申立事業所)が保管する辞令簿から、申立人が昭和39年3月20日から42年5月1日までの期間において、申立事業所のB出張所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等が保管されていないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除等の状況を確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立人から提出された役職員名簿から、申立人と同時期に申立事業所で勤務していたことが推認されるC業務員について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、当該被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、C業務員以外の職種であったとする同僚は、「昭和40年ごろ、C業務員の社会保険の加入については、本人の希望により加入させるか否かを決めていたように思う。」と供述していること等から判断すると、申立事業所は、必ずしも従業員のすべてを厚

生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和38年10月28日から42年6月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月16日から同年3月11日まで

A事業所に昭和33年2月16日に入社し、同年5月に事業所名が変更されたものの職場の異動等も無く、45年2月16日までの期間において継続して勤務した。

厚生年金保険被保険者資格の取得日が入社日と異なっていることに納得できないので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚に照会したところ7人から回答が得られたものの、申立人の申立事業所への入社日及び厚生年金保険料の控除等を記憶している者はおらず、申立事業所は既に廃業し、当時の事業主の所在等も確認できないことから、申立人の申立事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認した ところ、昭和32年9月15日から33年3月10日までの期間において厚生年金 保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人、及び申立人の妻が 記憶する複数の同僚の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立事業所と合併したB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立人が申立事業所の関連会社であったとするC事業所(後の、D事業所)は、適用事業所名簿において、申立期間後の昭和33年5月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月27日から42年6月5日まで

② 昭和48年3月1日から50年4月1日まで

私は、申立期間①については、A事業所に勤務していた。関連資料等は無いが、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

また、申立期間②については、B事業所に勤務していた。当時の複数の同僚は、現在、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録も保険給付に反映された年金額を受給しているらしいが、私は、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、適用事業所名簿において、A事業所は厚生年金 保険の適用事業所に該当していたことが確認できない上、商業登記簿の 記録においても当該事業所は確認できない。

また、申立人はA事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、 所在等を確認し供述を得ることができないことから、申立人の申立期間 ①当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況等について確認するこ とができない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が昭和48年12月2日から50年1月10日までの期間において、B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B事業所は、「当社の保管する従業員記録及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に、申立人の氏名は無く、申立人の

給与から厚生年金保険料を控除していた事実について確認できない。」 と供述していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況 及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得ら れない。

また、B事業所に勤務していたとする複数の従業員は、「入社時に社会保険に加入するか否か希望を聞かれた。」と供述していることから判断すると、B事業所では、必ずしも従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間②を含む昭和48年1月1日から50年7月10日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

加えて、国民年金被保険者連名表及びオンライン記録から、申立人は 申立期間②について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してい ることが確認できる。

3 このほか、申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年10月1日まで

私は、A事業所に18年間勤務した。同社を退職する際、同社の従業員に「後2年間勤務すれば、勤続年数が20年となり、退職金等の支給条件が良くなるのに惜しい。」と言われたことを記憶している。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が無い。申立期間当時、営業成績も悪くなかったと記憶しているにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間が約17年間であることに納得いかない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時入社したとする同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和45年2月以降の期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「営業成績が厚生年金保険の加入に係る条件であったことを記憶している。」と主張しており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が同じB業務員であったと記憶する同僚、及び事務職であったとする複数の同僚も、「B業務員は、営業成績によって厚生年金保険に加入できるか否かが決まっていたという話を聞いたことがある。」、「B業務員は、営業成績によって厚生年金保険に加入できるか否かが決まっていた。営業成績の査定期間があり、それまでの成績によって1年間の査定期間と6か月の査定期間が設けられており、その査定期間は厚生年金保険に加入できなかった。」、「当時、B業務員は、見習社員(入社から6か月後等に行われる審査に合格する前のB業務員)、特例

社員(月の売上げが50万円までの金額であるB業務員)、勤倹社員(月の売上げが50万円以上の金額であるB業務員)に分かれており、特例社員又は勤倹社員になると、職場の労働組合にも加入し厚生年金保険にも加入できた。」とそれぞれ供述していることから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人は、「私は、営業成績が悪くて困った記憶が無いので、継続して正社員であり、厚生年金保険にも加入していると思う。」と主張しているものの、前述の複数の同僚から事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る営業成績の状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除が確認できる具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立事業所は既に解散しており、申立事業所の清算団体も平成 19年に解散していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状 況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得ら れない。

加えて、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、昭和43年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年10月1日に同資格を喪失した後、45年10月1日に同資格を再度取得し、61年3月26日に同資格を再度喪失していることが確認でき、44年6月1日から45年9月30日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。